

東北学院大学後援会資格取得報奨制度規程

平成 26 年 4 月 25 日制定

改正

平成 27 年 12 月 4 日

平成 28 年 4 月 22 日

平成 29 年 4 月 21 日

平成 31 年 4 月 19 日

令和 2 年 4 月 24 日

令和 5 年 5 月 19 日

(目的)

第 1 条 この規程は、東北学院大学後援会資格取得報奨制度（以下「本制度」という。）に
関し必要な事項を定めることにより、もって東北学院大学（以下「本学」という。）の学生
(大学院学生を含む。) の在学中における資格取得を奨励し、本学学生の資質向上に資
することを目的とする。

(対象資格)

第 2 条 本制度における資格取得報奨金の給付対象者は、次の各号に掲げる国家資格等の
うち、本学在学中にいずれかの資格を取得し、又は試験を合格し、若しくは所定の基準
点を達成した学生とする。ただし、教育職員免許状等、本学のカリキュラム上取得でき
る資格を除く。

- (1) 司法試験合格者、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、システム監査技術者、
IT ストラテジスト
- (2) 中小企業診断士、行政書士、社会保険労務士、気象予報士、土地家屋調査士、不
動産鑑定士、測量士、一級知的財産管理技能士、通訳案内士、第一級総合無線通信
士、第一級陸上無線技術士、環境計量士、第 1 種放射線取扱主任者、情報処理安全
確保支援士、IT サービスマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベー
ススペシャリスト、応用情報技術者、総合旅行業務取扱管理者、TOEIC (900 点
以上)、TOEFL iBT (105 点以上)、IELTS (7.0 以上)、実用英語技能検
定 1 級
- (3) 通関士、宅地建物取引士、海事代理士、インテリアコーディネーター、エネルギー
管理士、第 2 種放射線取扱主任者、一般計量士、公害防止管理者（大気）、二級知
的財産管理技能士、基本情報技術者、管理業務主任者、危険物取扱者（甲種）、技術
士補、二級建築士、TOEIC (820 点以上)、TOEFL iBT (90 点以上)、I
ELTS (6.5 以上)、秘書技能検定 1 級、日本漢字能力検定 1 級、日商簿記検定 1

級

(4) 危険物取扱者（乙種第4類）、甲種火薬類取扱保安責任者、TOEIC（730点以上）、TOEFL iBT（77点以上）、IELTS（6.0以上）、実用英語技能検定準1級、秘書技能検定準1級、日本漢字能力検定準1級、ファイナンシャル・プランニング技能検定2級

2 前項第2号、第3号及び第4号に規定するTOEIC、TOEFL iBT及びIELTSの基準点達成に係る申請は、当該申請者の在学中に1回限りとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第1項各号に規定されていない国家資格等に関しても、東北学院大学後援会事務局会議にて審議のうえ資格取得報奨金の給付対象とすることがある。

（申請方法）

第3条 本学在学中に、前条に規定する国家資格等を取得又は試験を合格若しくは基準点を達成した学生が本制度に基づく資格取得報奨金の給付を申請するには、所定の資格取得報奨金申請書（別紙様式1）に必要事項を記入のうえ就職キャリア支援課に提出しなければならない。

（資格取得報奨金の給付額）

第4条 本制度に基づく資格取得報奨金の給付額は、申請者が取得又は試験を合格若しくは基準点を達成した国家資格等の合格難易度に基づき、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する国家資格等の取得者又は試験合格者 現金
150,000円

(2) 第2条第1項第2号に規定する国家資格等の取得者又は試験合格者又は基準点の達成者 現金 70,000円

(3) 第2条第1項第3号に規定する国家資格等の取得者又は基準点の達成者 現金
30,000円

(4) 第2条第1項第4号に規定する国家資格等の取得者又は基準点の達成者 現金
10,000円

2 第2条第1項第1号及び第2号に規定する国家資格等のうち試験が複数回行われるものにおいて、その一部の試験を合格した場合は、前項第1号及び第2号に規定する給付額を上限に、分割して給付することができる。

3 前項の定めにより資格取得報奨金を分割して給付された者が、当該国家資格等の残りの試験に合格した場合には、第1項第1号及び第2号に規定する給付額から既に給付した額を差し引いた額を上限に、分割又は一括して給付することができる。

4 前2項における資格取得報奨金の給付額は、国家資格等の合格難易度に基づき、後援会事務局長が決定する。ただし、必要に応じて東北学院大学後援会事務局会議にて審議するものとする。

(給付)

第5条 本制度に基づく資格取得報奨金の給付は、後援会事務局長の承認に基づいて行う。

- 2 後援会事務局長は、前項に規定する資格取得報奨金の給付に関して、遅滞なく後援会役員会に報告しなければならない。

(事務)

第6条 本制度に関する事務のうち、申請の受付業務は就職キャリア支援部就職キャリア支援課において行い、その他の事務は後援会事務局において処理する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、後援会事務局会議の議を経て後援会役員会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 (2014) 年 4 月 25 日に施行し、平成 26 (2014) 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 在学中であっても、平成 26 (2014) 年 4 月 1 日以前に取得した資格の遡及適用は行わない。

附 則 (平成 27 年 12 月 4 日改正)

この規程は、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 22 日改正)

この規程は、平成 28 (2016) 年 4 月 22 日に施行し、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 4 月 21 日改正)

この規程は、平成 29 (2017) 年 4 月 21 日から施行し、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 31 年 4 月 19 日改正)

この規程は、平成 31 (2019) 年 4 月 19 日から施行し、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2 年 4 月 24 日改正)

この規程は、2020年 4 月 24 日から施行し、2020年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 5 年 5 月 19 日改正)

この規程は、2023年 5 月 19 日から施行し、2023年 4 月 1 日から適用する。